

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

ピンチとチャンスは表裏一体であること、言葉の持つ力がいかに人に勇気を与えるものかを教えてくれた一人のラグーマンが逝きました。孤高の哲人、平尾誠二。

繊細で人を気遣いながら大局から見つめる彼の言葉は新鮮で琴線に触れるものでした。リーダーの役割を記憶に残る意外性のある言葉で気づかせてくれました。

「時間って命の一部なんですよ。今の時間を大事にできない人は、未来の時間もきっと大事にできない」。彼が心に刻んだ言葉通りに亡くなる直前までラグビーへの情熱を燃やし続けました。

私の書棚より

○つくった設備や雇った人材を無駄にしたくないからモノをつくるという癖から抜け出すこと。高級か激安か、突き抜けた「付加価値」を持つ商品を送り出すこと。量を誇るビジネスから脱却すること。

○これからのビジネスパーソンは、仕事の中でいかに自分の成功や幸福を定義していくか、ということです。それも自らの価値観で。

「有名企業からの脱出」
富山和彦著 幻冬舎

税務アンテナ

□法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合は、その贈与又は供与の時における価額を寄付金の額とし、他の寄付金の額と合算して計算した損金算入限度額を超える部分の金額が損金不算入となります。

寄付金は、反対給付のない一方的な金銭又は資産等の移転にあたりますが、債務免除等でも業務上の合理的な理由がある場合や、震災等で被災した取引先に対する復旧支援等は、寄付金の額に該当しないものとされます。なお、一般寄付金の損金算入限度額は、資本金等の0.25%と寄付金支出前の所得の2.5%を加算した金額の4分の1となります。

□医療費は、現実に支払ったものに限って控除の対象になります。このため、未払となっている医療費は、現実に支払がされるまでは控除の対象になりません。

また、保険金等で補填される金額は、支払った医療費から差し引きます。この場合の保険金等はその治療に係る医療費ごとに差し引きますので、医療費より保険金等が多い場合であっても、補填の対象となっている医療費の金額を限度に控除すればよく、他の医療費から差し引く必要はありません。

なお、保険金等が確定していない場合には、見込額を差し引くこととなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

1月の税務スケジュール

10日	○ 12月分の源泉所得税の納付
31日	○ 11月決算法人の確定申告 ○ 28年5月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 29年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 29年1月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--------------------------

今月の贈る言葉『問題を生んだ心で問題を解くことは出来ない』by アイんシュタイン